

序章 計画の概要

1. 計画の策定趣旨

一人ひとりが生涯にわたって健やかに自分らしく暮らしていくための基盤として、健康の重要性はより高まってきています。本市においては、共に支え合いながら、希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、平成 25（2013）年度に「健康ひょうが 21 計画（第 2 次）」（平成 26（2014）年度～令和 5（2023）年度）を策定しました。平成 31（2019）年度には中間評価と計画の見直しを行い、国の健康増進計画である「健康日本 21（第二次）」の計画期間が 1 年間延長されたことから、本市の計画期間も令和 6（2024）年まで 1 年延長して、健康づくりに関する施策を推進してきました。しかしながら、本市の主な死因別死亡率では、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が約 5 割を占め、介護・介助が必要となった主な原因においても、脳血管疾患をはじめとした生活習慣病が約 3 割、認知症、骨折・転倒、関節の病気が約 5 割を占めています。今後も、高齢化のより一層の進行と平均寿命の延伸が予想されており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延ばすことが重要です。

このような中、国において、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（令和 5 年厚生労働省告示第 207 号）に基づく「21 世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本 21（第三次））」が示されました。

この度、「健康ひょうが 21 計画（第 2 次）」（以下「第 2 次計画」という。）の期間終了に伴い、国の「健康日本 21（第三次）」や本市におけるこれまでの取組の評価、新たな健康課題などを踏まえ、健康づくりの指針となる「健康ひょうが 21 計画（第 3 次）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の理念と方向性

（1）計画の理念

ひとりひとりが 健やかに 自分らしく輝くために

～みんなで起こそう 日向の健康革命～

「全ての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」のためには、健康寿命の延伸を目指し、市民一人ひとりが、生活習慣を見直し、健康を意識した生活を送ることが基本となります。また、健康はその人を取り巻く社会環境に影響を受けることから、社会環境の整備やその質の向上も健康寿命の延伸のための重要な要素となります。本計画では、「ひとりひとりが 健やかに 自分らしく輝くために」を基本理念とし、市民の健康づくりを社会全体で支えていくこととします。

(2) 計画の方向性

本計画の推進にあたり、基本的な方向性を以下のとおりとします。

① 個人の行動と健康状態の改善

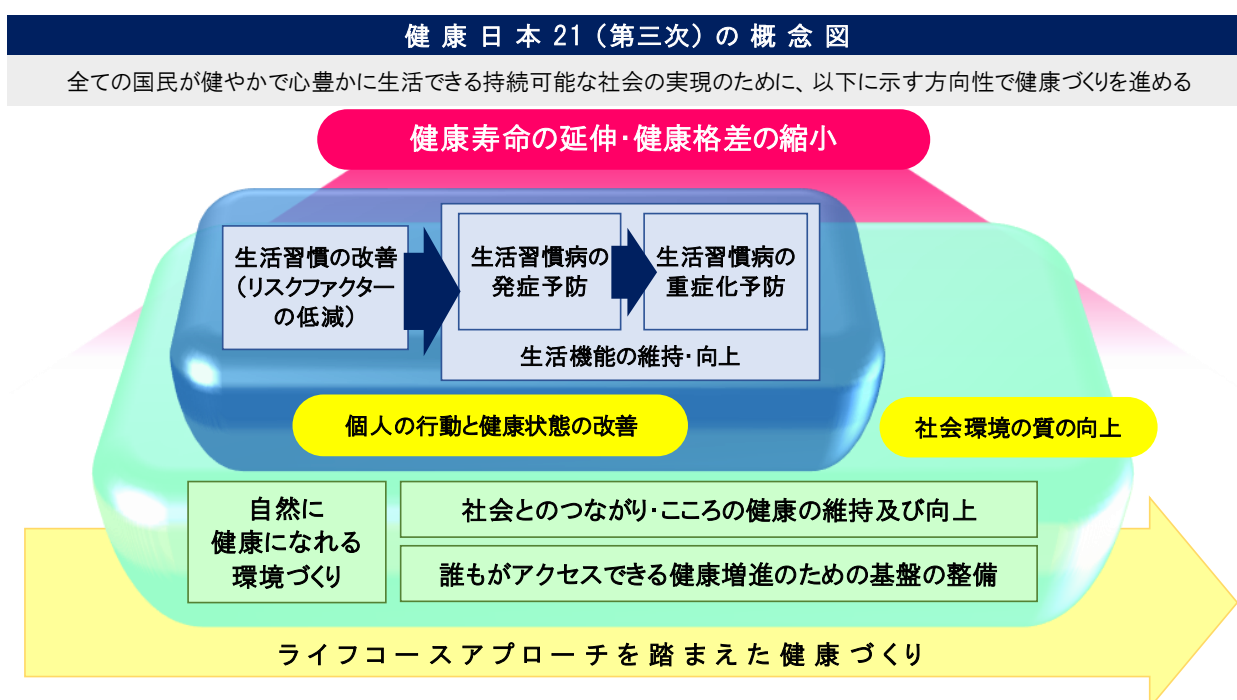
栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善（リスクファクターの低減）に加え、こうした生活習慣の定着などにより、がんや生活習慣病発症予防及び重症化予防に取り組みます。一方で、生活習慣病に罹患しなくても、日常生活に支障を来す状態となることがあるロコモティブシンドローム、やせ、メンタル面の不調などについても予防することが必要です。「誰一人取り残さない」健康づくりの観点から、生活機能の維持・向上も踏まえた取組を推進します。

② 社会環境の質の向上

健康はその人を取り巻く社会環境に影響を受けるため、地域の人々とのつながりや社会参加のほか、緩やかな関係性を含んだつながりを持つことができるなど、こころの健康を守るための環境の整備を図ります。また、健康な食環境や身体活動・運動を促す環境をはじめとする自然に健康になれる環境づくりの取組を実施し、健康に関心の薄い人を含む幅広い対象に向けた健康づくりを推進します。

③ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

社会の多様化や平均寿命の延伸を踏まえ、引き続き、ライフステージ（生涯における乳幼児期、青壮年期、高齢期などの各段階）に応じた健康づくりに取り組みます。加えて、現在の健康状態はこれまでの自らの生活習慣や社会環境などの影響を受ける可能性や、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの生涯を経時的に捉えた健康づくり）について、関連する計画などと連携しながら取り組みます。



3. 計画の性格

本計画は、「第3次日向市総合計画（前期基本計画）」を上位計画とし、健康増進法第8条第2項に基づく、市民の健康の増進を図るための基本的事項を示す「市町村健康増進計画」として位置づけ策定します。この計画の推進にあたっては、国が示す「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を参考とし、関連する各種計画との十分な整合性を図るものとします。

◆本計画および関連する計画◆

法律	日向市が策定した計画	計画の期間
地方自治法	第3次日向市総合計画（前期基本計画）	令和7(2025)年度 ～令和10(2028)年度
健康増進法	健康ひょうが21計画（第3次）	令和7(2025)年度 ～令和18(2036)年度
社会福祉法	第4次日向市地域福祉計画	令和5(2023)年度 ～令和9(2027)年度
食育基本法	第3次日向市食育・地産地消推進計画	令和7(2025)年度 ～令和11(2029)年度
こども基本法 次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て支援法 子ども・若者育成支援推進法 子どもの貧困対策推進法	第3期日向市子ども・子育て支援事業計画 第3期日向市子どもの未来応援推進計画	令和7(2025)年度 ～令和11(2029)年度
高齢者医療確保法	第3期日向市特定健診・保健事業実施計画	令和6(2024)年度 ～令和11(2029)年度
老人福祉法 介護保険法	第9期日向市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	令和6(2024)年度 ～令和8(2026)年度
障害者基本法	第5次日向市障がい者プラン	令和6(2024)年度 ～令和11(2029)年度
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第7期日向市障がい福祉計画 （第3期日向市障がい児福祉計画）	令和6(2024)年度 ～令和8(2026)年度
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	日向市東郷地域振興計画	令和4(2022)年度 ～令和10(2028)年度

4. 計画の期間

本計画の期間は令和7（2025）年度から令和18（2036）年度までの12年間とします。なお6年を目途に中間評価を行います。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
本計画	第2次	健康ひょうが21計画（第3次）						健康ひょうが21計画（第3次）					
	第3次 計画 策定						中間 評価						第4次 計画 策定 最終 評価

5. 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。

SDGsでは、「誰一人取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能でよりよい世界を目指すために17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という考え方は、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、それを地域全体で支えることを目指す本計画の目指すべき姿と一致するものです。

本計画に掲げる各事業を推進するにあたっては、SDGsを意識し、地域や関係団体などと連携のもと市民の最善の利益が実現される社会を目指します。

